（人事院規則一―三四の一部改正）

第七条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係） 一　（略） 二　給与 人事管理文書の区分 / 人事管理文書の例 / 保存期間 / 保存期間満了時の措置 （略） / （略） / （略） / （略） 規則九―四九（地域手当） / 第十六条の報告の文書 / 官署が移転する場合の報告の文書 / 三年 / 廃棄 （略） / （略） / （略） / （略） / （略） 三～二十　（略） 備考 一～五　（略）	**別表**　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係） 一　（略） 二　給与 人事管理文書の区分 / 人事管理文書の例 / 保存期間 / 保存期間満了時の措置 （略） / （略） / （略） / （略） 規則九―四九（地域手当） / 第十七条の報告の文書 / 官署が移転する場合の報告の文書 / 三年 / 廃棄 （略） / （略） / （略） / （略） / （略） 三～二十　（略） 備考 一～五　（略）

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―四九（地域手当）の項に掲げる人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

（雑則）

第九条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	三パーセント級地
宮城県	多賀城市	九パーセント級地
	仙台市	七パーセント級地
	名取市	二パーセント級地
茨城県	つくば市	十六パーセント級地
	取手市	十五パーセント級地
	守谷市	十四パーセント級地
	牛久市	十一パーセント級地
	水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市	九パーセント級地
	古河市　ひたちなか市　神栖市	五パーセント級地
	笠間市　鹿嶋市　筑西市	三パーセント級地
	石岡市　下妻市　常総市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　潮来市　常陸大宮市　桜川市　行方市　鉾田市　小美玉市　東茨城郡茨城町　東茨城郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大子町　稲敷郡河内町	二パーセント級地
栃木県	宇都宮市　大田原市　下野市	五パーセント級地
	栃木市　鹿沼市　小山市　真岡市	三パーセント級地
	足利市　佐野市　日光市　矢板市　那須塩原市　さくら市　那須烏山市　芳賀郡益子町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　那須郡那珂川町	二パーセント級地